

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月二十九日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第五十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成二十八年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（条例別表の規則で定める事務）	（条例別表の規則で定める事務） 第二条 条例別表の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金法」という。）第二条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち私立のもの（同条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、私立の高等学校等の生徒の保護者等（就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等という。次項第二号、第三項第二号、第四項、第五項第二号、第九項、第十項第二号、第十一項及び第十二項第二号において同じ。）に対する授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 2 条例別表の高等学校等のうち私立のもの（就学支援金法第二条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における授業料等の負担を軽減するための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるものは、私立の高等学校等の生徒に対する授業料等又は入学時納入金の負担を軽減するための補助金の交付に関する次に掲げる事務とする。 3 条例別表の高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、高等学校等を退学した後に、私立の高
第二条 条例別表の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金法」という。）のうち私立のもの（同条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における授業料等の負担を軽減するための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるものは、私立の高等学校等の生徒に対する授業料等又は入学時納入金の負担を軽減するための補助金の交付に関する次に掲げる事務とする。 一・二 （略）	一・二 （略）

等学校等に入学した生徒に対する授業料の負担を軽減するための補助金の交付に関する次に掲げる事務とする。

一 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 生徒の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

4| 条例別表の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条第一項に規定する高等学校の専攻科及び同法第七十条第一項の規定により準用する同法第五十八条第一項の規定による中等教育学校の後期課程の専攻科（以下「専攻科」という。）のうち私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、私立の専攻科の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

5| 条例別表の専攻科のうち私立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、私立の専攻科の生徒に対する授業料の負担を軽減するための補助金の交付に関する次に掲げる事務とする。

一 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 生徒の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

6| 条例別表の私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する、広島県内の学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在学している児童生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるものは、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在学している児童生徒に対する授業料の負担を軽減するための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

7| 条例別表のB型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

一 肝炎治療受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- 二 肝炎治療対象患者の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 三 肝炎検査費用の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業対象患者の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 9|8| (略)
- 条例別表の高等学校等のうち国公立のもの（就学支援金法第二条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、国公立の高等学校等の生徒の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 10| 条例別表の高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した生徒に対する授業料の負担を軽減するための補助金の交付に関する次に掲げる事務とする。
- 一 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 生徒の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 11| 条例別表の専攻科のうち国公立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、国公立の専攻科の生徒の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 12| 条例別表の専攻科のうち公立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、公立の専攻科の生徒に対する授業料の負担を軽減するための補助金の交付に関する次に掲げる事務とする。
- 一 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 生徒の保護者等の収入の状況の届出の受

3
7
(略)

13
17
(略)

理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、令和八年十月三十日から施行する。